

月形町公共施設等総合管理計画

《追補版》

令和4年3月策定

月 形 町

はじめに

月形町では多くの公共施設や、道路・橋りょう・上下水道等のインフラ系公共施設等を整備し、行政サービスの提供、住民生活の基盤整備等に取り組んできました。しかしながら長期的展望においては、人口減少・少子高齢化の進行による歳入の減少が予測される中で、今後は公共施設の維持管理・更新等の縮減が求められます。以上を踏まえ、「月形町公共施設等総合管理計画」は本町の公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって公共施設等の最適な配置を実現するための管理方針を定めることを目的として平成29年3月に策定され、今般はこの計画を基に、過不足を加えた追補版として策定しました。

公共施設等の状況と将来の見通し

1 公共施設の状況

① 公共施設の有形固定資産減価償却率の状況

有形固定資産減価償却率とは、年数経過により資産価値が減少（減価償却）していく建築物などについて、その減価償却がどの程度進んでいるかを表す比率で、以下の計算式で表すことができます。

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \text{減価償却累計額} / \text{取得価格（再調達価格）}$$

有形固定資産減価償却率

（単位：千円）

	取得価格	減価償却累計額	有形固定資産減価償却率
町民文化系施設	732,571	525,890	71.8%
社会教育系施設	81,075	68,796	84.9%
ｽｰﾌﾟ・ｸﾞﾘｰﾝ系施設	3,888,591	3,054,134	78.5%
産業系施設	886,323	326,856	36.9%
学校教育系施設	2,187,198	1,528,591	69.9%
子育て支援施設	383,979	253,654	66.1%
保健・福祉施設	363,446	236,030	64.9%
医療施設	106,696	68,395	64.1%
行政系施設	775,840	615,789	79.4%
公営住宅	3,206,927	1,745,630	54.4%
公園	191,903	165,321	86.1%
供給処理施設	418,156	280,093	67.0%
その他	950,980	809,998	85.2%
下水道施設	1,101,147	812,480	73.8%
合計	15,274,832	10,491,657	68.7%

※資料：令和2年度末固定資産台帳より作成

有形固定資産減価償却率は、100%に近いほど耐用年数が迫っていることを示し、経年劣化等による今後の補修などの必要性があると予想されます。月形町における有形固定資産減価償却率は上記の表のとおり68.7%となっており、全体として老朽化が進行していると推測されます。

② 公共施設の維持管理経費の状況

公共施設の年間維持管理経費は合計で約7.5億円となっており、施設分類別に施設の維持管理費用を集計すると、下記の表のとおりとなります。項目別で見ると減価償却が高い水準となり全体の約半数を占めています。次いで委託料が全体の3割と2項目で全体の8割を占めています。

施設分類維持管理コスト

(単位：千円)

	委託料	光熱水費	修繕費	消耗品	燃料費	減価償却	合計	割合
町民文化系施設	16,488	2,389	803	92	108	8,548	28,428	3.8%
社会教育系施設	1,821	853	31	105	306	3,034	6,150	0.8%
スポーツ・レクリエーション系施設	42,258	24,991	10,583	5,271	24,151	127,780	235,034	31.3%
産業系施設	5,005	5	75	237	4	9,710	15,036	2.0%
学校教育系施設	21,630	3,753	3,462	1,751	3,737	49,712	84,045	11.2%
子育て支援施設	9,307	2,681	294	2,098	1,532	17,316	33,228	4.4%
保健・福祉施設	1,032	597	658	509	478	8,353	11,627	1.5%
医療施設	21,438	4,985	420	0	4,942	2,736	34,520	4.6%
行政系施設	17,371	3,358	787	265	2,217	25,283	49,281	6.6%
公営住宅	2,759	0	10,849	141	1	70,830	84,580	11.3%
公園	22,522	1,255	919	373	0	3,102	28,171	3.8%
供給処理施設	51,779	1,634	1,406	3,014	5	12,163	70,001	9.3%
その他	5,026	2,252	1,001	243	371	12,398	21,291	2.8%
下水道施設	10,285	7,730	3,069	1,882	1,332	24,578	48,876	6.5%
合計	228,721	56,483	34,357	15,981	39,184	375,543	750,268	100.0%
割合	30.5%	7.5%	4.6%	2.1%	5.2%	50.1%	100.0%	

※資料：令和2年度決算内容および指定管理施設は事業報告等を基に算出

2 過去に行った主な対策実績

本計画を策定後の平成29年度以降の主な対策実績は下記のとおりです。

過去の主な対策実績

年度	施設分類	対象施設	実績概要
H29	行政系施設 町民文化系施設 その他 公園 ｽｰﾌﾟｰﾙｸﾘｰｼﾞｮﾝ系施設	庁舎等 昭栄開拓婦人ホーム 篠津山火葬場 月ヶ岡農村公園休憩所 樺戸博物館	電気設備改修 外装改修 炉等改修 トイレ改修 屋根等改修
H30	町民文化系施設 その他 公営住宅 公営住宅 ｽｰﾌﾟｰﾙｸﾘｰｼﾞｮﾝ系施設	多目的研修センター 篠津山火葬場待合所 札比内団地 北農場第2団地 みのり工房	間仕切り等改修 建替 除却 除却 ボイラー改修
R1 (H31)	町民文化系施設 行政系施設 公園 ｽｰﾌﾟｰﾙｸﾘｰｼﾞｮﾝ系施設	交流センター 除雪センター 皆楽公園 総合体育館	冷暖房設備更新 シャッター等改修 遊具更新 トイレ改修
R2	行政系施設 行政系施設 町民文化系施設 町民文化系施設 行政系施設	庁舎等 庁舎等 多目的研修センター 札比内コミュニティセンター 除雪センター	大会議室冷暖房設備更新 議場改修 冷暖房設備更新 冷暖房設備更新 シャッター等改修

資料：各年度決算統計より抜粋

3 公共施設等の更新に係る将来の見通し

更新費用の推計にあたっては、総務省による更新費用資産ソフト（Excel2007形式）を自治体PFI/PPP調査研究会における検討結果を踏まえて改修した「公共施設等更新費用試算ソフト（Ver.2.10）」を使用しました。現在の公共施設を保有し続けた場合の、今後35年間の更新に係る費用をシミュレーションにより推計します。

前提条件

- ・更新年数経過後に現在と同じ延床面積で更新（建替）すると仮定し、延床面積に更新単価を乗じることにより、更新費用を推計します。
- ・今後新たな建設は行わないと仮定します。
- ・物価変動による改修時、更新時の再調達価格の変動は考慮しないものとします。
- ・更新（建替）及び大規模改修単価は次のとおりとします。

表 更新（建替）および大規模改修単価

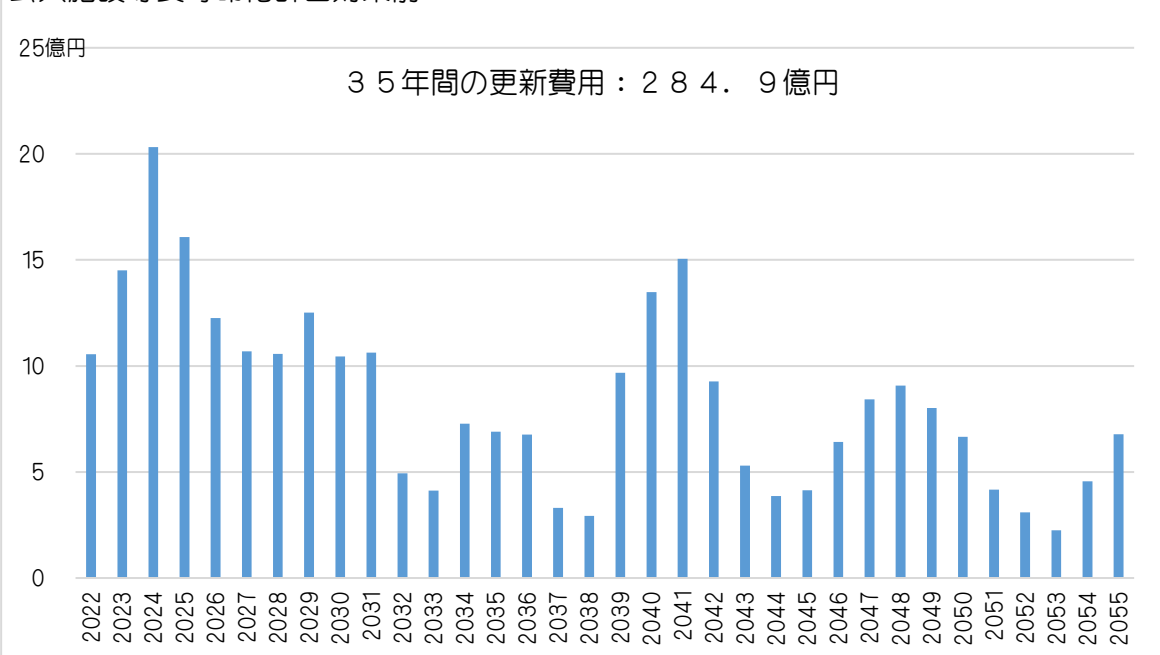
（単位：万円/㎡）

大分類	大規模改修	更新（建替）
町民文化系施設	2.5	4.0
社会教育系施設	2.5	4.0
スポーツ・レクリエーション系施設	2.0	3.6
産業系施設	2.5	4.0
学校教育系施設	1.7	3.3
子育て支援施設	1.7	3.3
保健・福祉施設	2.0	3.6
医療施設	2.5	4.0
行政系施設	2.5	4.0
公営住宅	1.7	2.8
公園	1.7	3.3
供給処理施設	2.0	3.6
その他	2.0	3.6

① 単純更新（建替）

- ・耐用年数ごとに更新（建替）をし、更新期間は3年として、単年度に負担が集中しないよう費用を3年間に分割します。
- ・既に耐用年数を経過し更新（建替）をしていない建物に関しては、更新費用を直近10年に割り振って算出します。

公共施設等長寿命化計画対策前

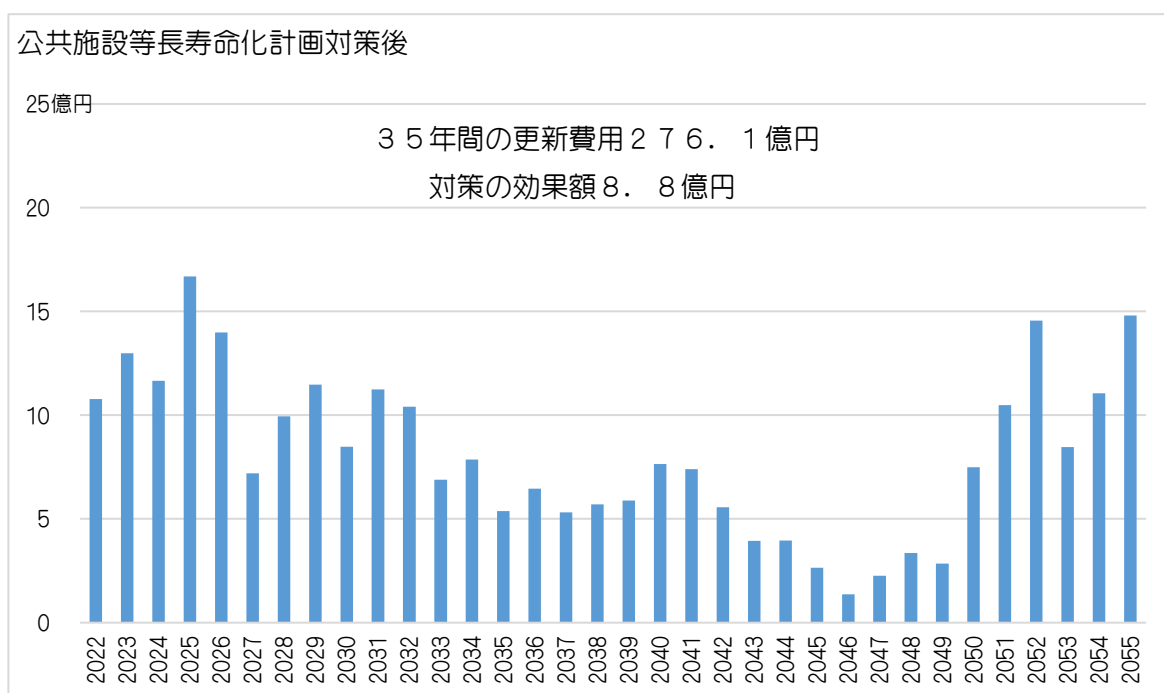


1年当たりの費用

既存の公共施設（建築物）を耐用年数どおりに更新して試算したところ、今後35年で必要となる費用は284.9億円と推計されます。これを平均すると、単年あたり約8.1億円となります。更新（建替）に係る最高額は、2024年の20.3億円となり、最小額は2053年の2.2億円となります。

② 建物長寿命化対策

- 建設後60年で更新（建替）をし、更新期間は3年として、単年度に負担が集中しないよう費用を3年間に分割します。
- 建設後30年で大規模改修をし、改修期間は2年として、単年度に負担が集中しないよう費用を2年間に分割します。
- 耐用年数を経過し更新（建替）をしていない建物に関しては改修費用を直近10年に割り振って算出します。



1年当たりの費用

既存の公共施設（建築物）を建築後30年目で大規模改修、60年目で更新（建替）をしたところ、今後35年で必要となる費用は276.1億円と推計されます。これは平均すると、単年あたり約7.8億円となります。大規模改修および更新に係る最高額は、2025年の16.6億円となり、最小額は2046年の1.3億円となります。建物長寿命化対策により、35年間で8.8億円の費用削減となる試算です。

公共施設等の管理に関する実施方針

① ユニバーサルデザイン化の推進方針

公共施設等の改修や更新等を行う際には、市民ニーズや関係法令等におけるユニバーサルデザイン※のまちづくりの考え方を踏まえ、障がいの有無、年齢、性別等に関わらず、誰もが安全・安心で快適に利用できるようユニバーサルデザインへの対応に努めます。

※ユニバーサルデザイン：障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

② P D C Aサイクルの推進方針

公共施設等総合管理計画の進捗状況等について評価を実施し、評価結果に基づき公共施設等総合管理計画を改訂します。改訂の際には、P D C A（計画・実行・検証・改善）サイクルを活用し、進捗管理や見直しを行います。

